

平成 年 月 日

様

株式会社
総務部

源泉徴収票の再交付・差し替えのお願い

平成 26 年中に退職した方のうち、すでに交付した「平成 26 年分 給与所得の源泉徴収票」(以下、「源泉徴収票」といいます)の差し替えが必要な方にご連絡をしています。

今回、平成 26 年 10 月 20 日より、所得税に関連する法律(政令)について、改正が行われ、マイカー通勤者の通勤手当に関して、非課税として取扱うことができる金額が拡大されました。そして、その適用が平成 26 年 4 月 1 日以後に支給されたものにさかのぼって適用できることとなりました。

つきましては、すでに交付しました源泉徴収票につきまして、同封したものに差し替えていただきたく、ご郵送いたします。同封しました源泉徴収票は、「支払金額」欄に記載した額が、以前より少なくなっており、「摘要」欄に「再交付」と記載してあります。

すでに転職先に源泉徴収票を提出された方は、お手数ですが、今回ご郵送した源泉徴収票に差し替えていただくよう、ご手配ください。また、確定申告を予定されている方につきましては、以前、交付した源泉徴収票を破棄していただき、今回ご郵送した源泉徴収票にてお手続きをお願いします。

この件についての問合せは、総務部 (電話： 受付時間：
～)までご連絡ください。

以上